

# ○西尾市民病院医師確保奨学金貸与条例

平成25年12月26日条例第30号

## 改正

平成26年12月22日条例第33号

平成30年3月27日条例第19号

## 西尾市民病院医師確保奨学金貸与条例

### (目的)

**第1条** この条例は、西尾市民病院（以下「市民病院」という。）に将来西尾市職員定数条例（昭和39年西尾市条例第27号）第2条に定める職員定数を占める職員（以下「正規職員」という。）の常勤医師として勤務しようとする意志がある者に対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸与することにより医師の確保を図り、もって市民への安定的な医療提供体制の確立を目的とする。

### (貸与対象者)

**第2条** 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、奨学金を貸与することができる。

- (1) 大学又は大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学及び大学院をいう。以下同じ。）において医学を履修する課程に在学する者
- (2) 大学又は大学院を卒業後、市民病院において臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受け、その後引き続き医師として市民病院に勤務する意志を有する者
- (3) 医師の充実に資することを目的とした他の奨学金その他これに類する資金（臨床研修修了後の勤務を返還免除の対象にした奨学金等も含む。）の貸与を受けていない者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる欠格条項及び医師法第4条各号に掲げる相対的欠格事由のいずれにも該当しない者

2 奨学金を貸与する人数は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

### (貸与額及び貸与期間)

**第3条** 奨学金の貸与額は、履修課程の第1学年から第3学年までは月額20万円、第4学年から第6学年まで及び大学院在学中は、月額25万円とし、貸与期間は、第6条の規定により市長が奨学金の貸与を決定した日の属する月（市長が必要と認めた場合は貸与を決定した日の属する年の4月）から大学又は大学院の正規の修学期間が終了する月までとする。

### (貸与の申請)

**第4条** 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより市長に申請書を提出しなければならない。

### (連帯保証人)

**第5条** 申請者は、規則で定めるところにより連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して第8条に規定する奨学金の返還の債務を負担するものとする。

### (貸与の決定)

**第6条** 市長は、第4条の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

### (貸与の取消し及び一時停止)

**第7条** 市長は、前条の規定により奨学金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の分から奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により奨学金の貸与を受けたとき。
- (6) 大学又は大学院を退学したとき。
- (7) 決定した貸与期間満了後、直ちに市民病院で臨床研修を開始できないとき。

- (8) 第2条第1項第3号の医師の充実に資することを目的とした他の奨学生その他これに類する資金(臨床研修修了後の勤務を返還免除の対象にした奨学生等も含む。)の貸与を受けたとき。
  - (9) 第2条第1項第4号の欠格条項又は相対的欠格事由に該当したとき。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、奨学生の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、奨学生の貸与を一時停止することができる。  
(返還)

**第8条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、その事実が生じた日から3月以内に、貸与を受けた奨学生の額(第10条の規定により返還を免除された額を除く。)に、貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる事由が発生した日までの期間の日数(研修医又は医師として市民病院に在籍した期間の日数を除く。)に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を返還しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により奨学生の貸与を取り消されたとき。
  - (2) 大学又は大学院を卒業後、次条第1項に規定する返還の猶予に該当しなくなったとき。
  - (3) 市民病院での勤務評価が著しく不良と認められたとき。
- 2 前項の規定により計算した利息の額に100円未満の端数があるときは、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めるときは、次の各号に掲げる措置をとることができる。
- (1) 期限を延長して返還させること。
  - (2) 分割して返還させること。
  - (3) 利息を免除すること。
- (返還の猶予)

**第9条** 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間、奨学生の返還を猶予することができる。

- (1) 大学又は大学院を卒業後、直ちに市民病院において臨床研修を受ける場合 臨床研修が修了するまでの期間
  - (2) 正規職員の常勤医師として市民病院に勤務する場合 市民病院に勤務している期間
  - (3) 市長が必要と認める専門医研修を受ける場合 専門医研修が修了するまでの期間
  - (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により正規職員の常勤医師として市民病院に勤務するこ  
とが困難な場合として市長が特に認める場合 その理由が継続する期間
- 2 市長は、前条第1項各号の規定に該当する奨学生が、災害、疾病その他やむを得ない理由により、同項に規定する額を返還することが困難な場合として特に認める場合は、当該理由が継続する期間、返還を猶予することができる。
- (返還の免除)

**第10条** 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額に相当する奨学生の返還を免除するものとする。ただし、第8条第1項第3号に該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 大学又は大学院を卒業後、直ちに研修医として市民病院に勤務し、臨床研修を受け修了した場合 奨学生24月分(奨学生が24月分に満たない場合にあっては、その月数分)に相当する額(当該勤務した期間に満たない月数分を除く。)
  - (2) 正規職員の常勤医師として市民病院に勤務した場合(前号に該当する者を除く。) 当該勤務した期間に係る月数分の奨学生に相当する額
  - (3) 前2号に規定する期間中に公務上の理由により死亡し、又は、公務に起因する心身の故障のため退職した場合 全額
- 2 前項の規定により返還を免除する場合は、貸与年月の最も古い月分から順に免除するものとする。  
(延滞金)

**第11条** 奨学生は、正当な理由がなくて奨学生を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に西尾市税外収入に係る延滞金に関する条例(昭和40年西尾市条例第38号)に規定する割合で計算した延滞金を支払

わなければならない。ただし、延滞金の確定金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年12月22日条例第33号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月27日条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西尾市民病院医師確保奨学金貸与条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後貸与決定される奨学金について適用し、同日前に貸与決定された奨学金については、なお従前の例による。